

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 58(行ツ)55	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	固定資産税課税審査棄却取消	原審事件番号	昭和 57(行コ)12
裁判年月日	昭和 61 年 12 月 11 日	原審裁判年月日	昭和 58 年 3 月 23 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 149 号 283 頁		

判示事項	固定資産評価基準（昭和三八年一二月二五日自治省告示第一五八号）と前年中に取得された償却資産の評価方法
裁判要旨	固定資産評価基準（昭和三八年一二月二五日自治省告示第一五八号）は、前年中に取得された償却資産の評価についてはいわゆる半年分償却法のみを認め、いわゆる月割償却法はこれを認めない趣旨と解すべきである。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人合山純篤の上告理由について</p> <p><u>固定資産評価基準（昭和三八年一二月二五日自治省告示第一五八号）は、前年中に取得された償却資産の評価についてはいわゆる半年分償却法のみを認め、上告人主張に係るいわゆる月割償却法はこれを認めない趣旨と解すべきである。原判決は、これと同旨の判断を示すものと解することができ、右判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。また、所論違憲の主張は、いわゆる半年分償却法が前年中に取得された償却資産の評価方法として合理性を欠くことを前提とするものであるところ、そのように解することのできないことは原判決の説示するとおりであるから、所論は、その前提を欠く。論旨は、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。</u></p> <p>よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>（裁判長裁判官 高島益郎 裁判官 谷口正孝 裁判官 角田禮次郎 裁判官 大内恒夫 裁判官 佐藤哲郎）</p>

※参考：判例タイムズ 631 号 117 頁、判例時報 1225 号 58 頁、金融商事判例 768 号 40 頁